

市民の森とは？

市民の森は、市民のみなさんが里山とふれあえる場所として市が「市民の森基本構想」に基づいて米沢の吉田山に設置した、面積約200ヘクタールの森林です。

市民の森基本構想

1) 森林の大切さを学習する森

ハヶ岳をはじめとする豊かな自然環境のなかで、森林の持つ重要な公益的機能とその保全整備の大切さを、体験を通して学習できる、草原・水辺などを含む森

2) 生物の多様性を高め、観察・研究する森

生命の豊かさを表す生物多様性を重視し、生態系を崩さない森林を育成するとともに、自然観察や自然体験、各種研究をする森

3) 森林整備のモデルとなる森

混交林や複層林などの森林整備のモデルとなる多様な森があり、次世代へ継続発展させる創造の森

4) 健康の増進に寄与する森

自然環境にあった遊歩道があり、森林浴などができ、生きる喜びを味わうことができる健康と癒しの森

5) 循環型社会に向けた、森林資源の活用と情報発信を行う森

循環型社会に向けて、森林資源の活用を促進したり、森林に関する情報を発信するなどの、総合的な拠点となる森

市民の森の決まりは？

利用期間

4月1日～11月14日（11月15日～2月15日は狩猟期間ですので、ご注意ください。）

利用ルール

-  事故、盗難、ケガなどは利用者の責任となりますので、安全に十分注意し、利用してください。
-  車輛は、駐車場～広場まで約 1.3 キロメートルの道以外は、乗り入れないでください。
-  木を切ることや持ち出すこと、木などを植えることはしないでください。
-  山菜、きのこ以外の植物は取らないでください。
-  土や石の持ち出しはしないでください。
-  焚き火、バーベキューなど山火事の原因となることはしないでください。
-  キャンプはしないでください。
-  犬連れの方は、糞を持ち帰り、犬を放つことはしないでください。
-  ゴミは必ず持ち帰ってください。
-  多数で利用する場合や山菜・きのこを取る場合などは、マナーを守り、他の利用者に迷惑をかけないようにしてください。

その他

市の行事などでは、「木を切る・植える」等を行うこともあります。

利用ルールについて不明な点がございましたら、下の問い合わせ先まで、ご相談ください。

【問い合わせ】

長野県 茅野市役所 生活環境課 環境保全係

電話番号：0266—72—2101(内線266)

ファクス：0266—82—0234

E-mail：seikatsukankyo@city.chino.lg.jp